

資料 1

第 1 回山武市公立幼稚園・私立保育園のあり方検討委員会の意見集約と回答

【副委員長】

<意見>

- ① 園児数の減少に伴い、施設の老朽化や経営者の確保が課題となり、これに対して、認定こども園への移行が他の地域でも行われており、こども園化は効果的だと思われる。認定こども園は、待機児童の解消や少子化対策に貢献するため、柔軟な保育時間や地域に密着したサービスを提供でき、認定こども園の推進により、地域全体の子育て環境や世代間交流を発展させることになる。

子育て支援センターや誰でも Café などの利用できる施設が理想。

<回答>

現在、本市のこども園 3 園（なるとう、しらはた、おおおひら）には、子育て支援センターを開設しています。山武地域の園では、若杉保育園が旧むつみのおか幼稚園の施設を利用して開設しています。

地域の子育て世帯のニーズに応じた施設設置に向け、安心して子育てができる地域づくりに努めていきたいと考えます。

- ② 5 年後、そして、10～20 年後を見越しての総合福祉施設のような誰でも利用できる施設。

<回答>

長いスパンで見れば、総合施設の設置が理想だと考えます。他課との関係も出てくるので、協議していく内容だと考えます。

【委員】

<意見>

- ① 個人としては、こども園化が望ましいのではないかと考える。施設の老朽化は大きな問題である。

幼稚園や保育園単体の場合と比べて、こども園になった場合の問題点はあるか。

<回答>

- ・仮にこども園化となり 1 園になった場合には、通園範囲が広範囲にわたり、通園バスを利用する場合は、乗車時間が今より長くなってしまう場合が考えられます。
- ・幼稚園に通園していた園児にとっては、ある程度一定の園教育課程での生活から、退園時間が様々になることなど、一日の園生活で最初は戸惑うこともあると考えられます。
- ・短児部と長児部で保育時間や長期の休みなどが異なるため、行事や保育活動の内容や時期の検討が必要となります。
- ・園児にかかわる時間も様々になるので、職員同士の話し合いの時間や会議等の時間を設定することが困難になることは考えられますが、職員の増員や ICT を効果的に活用するなど、改善策も考えられます。

【委員】

<意見>

- ① 公立園と私立園を統合し、経営する上での課題を洗い出す必要がある。
統合による通園範囲が広範囲になることから、通園バス乗車時間の長さ、災害等における引き渡し方法など安全面について。

<回答>

- ・仮にこども園化となり1園になった場合には、通園範囲が広範囲になることから、通園バスの乗車時間が長くなることが予想されますが、園児に負担がかからず、安心・安全に通園できるよう配慮していかなければなりません。
- ・災害等の引き渡しについても、保護者の職場までの距離も遠距離などの場合も考えられます。場合によっては、園での預かり時間が長期になる場合も考えられますので、対応できるよう万全な準備を行います。危機管理マニュアルにも記載し、全職員で共有しなければなりません。

- ② 本市の人口減少に大変な危機感を感じる。人口増加させるために、他市のように「子育てにやさしい街」として、福利厚生、手当を厚くする、小学生の学力向上の保障など、本市の立地の良さや強みを発信する。

<回答>

- ・保護者の就労状況が変わっても同じ園（施設）を利用できることで、転園等による子ども保護者の負担が少なくなることが考えられます。
- ・福利厚生、手当等についても、具体的に検討を進めていく必要があります。
- ・地域子どもたちが保護者の就労状況に関係なく、一緒に教育・保育を受け、生活できることで子ども同士、保護者同士のつながりも生まれ、地域に根付いた環境が醸成され则认为ます。

【委員】

<意見>

- ① 保護者の立場としては、こども園化にすることに対しては特に反対の思いはありません。保育の質が落ちてしまうようなことは避けてほしい。
統合になった場合、今、お世話になっている先生方は替わってしまうのか。保育料は今まで通りか。小学校の学区との関係はどうなるのか。

<回答>

- ・園児が不安なく通園できることを一番に考え職員の配置をしていくことが大切だと考えます。
- ・保育料等については、徴収方法とも含め検討事項になると考えます。
- ・小学校の学区については、原則、居住地で決められています。現在のところ今までどおりの学区編成になると考えられます。

- ② 今後のあり方検討委員会の会議スケジュール等を決めていただきたい。

- ・第2回あり方検討委員会において、今後のスケジュール（案）について、提案させていただきます。

【委員】

＜意見＞

① 1, 2, 3号認定の決め直しなどが必要になるのではないかな。

・号認定については、子ども・子育て支援法第19条に基づいて決定します。

※下図、参考

② 幼稚園に入れたのは、保育園よりも教育というものを多くしてもらえんと思ひ希望したが。

・こども園化によって、幼稚園教育、保育園の保育の良いいところを運営面にいかし、より一層きめ細かな教育・保育を大切にしたカリキュラムに取り組めることが期待できます。

＜参考＞

1号認定	2号認定	3号認定
		
満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満
教育標準時間認定	保育認定	保育認定
お子様が満3歳以上で、教育を希望される方。満3歳以上の方は、全ての方が1号認定を受けることができます。	お子様が満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育・保育を希望される方。	お子様が満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育・保育を希望される方。

※2号認定、3号認定は、保育の必要量（就労条件等）により「保育標準時間」・「保育短時間」に区分されます。

例えば、就労時間が短い（パートタイム労働等）方は、「保育短時間」に区分されます。